

森の里二丁目自治会規約

(名称)

第1条 本会は、厚木市森の里二丁目自治会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、森の里二丁目自治会館に置く。

(目的)

第3条 本会は、区域内住民の福利の増進と相互の親睦を図るとともに、生活の向上及び地域の発展を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 区域住民の福祉向上に関すること。
- (2) 区域内住民相互の親睦に関すること。
- (3) 市民生活の向上に関すること。
- (4) 地域の発展及び市政への協力に関すること。
- (5) その他、目的達成に必要なこと。

2 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(組織)

第5条 本会は、森の里二丁目の居住世帯をもって構成する。

2 その組織は、次のブロック及び班により構成する。ブロックは、A～Gブロック（AブロックはA1, A2に区分）からなり、各ブロックを数班に分ける。その構成は、次表のとおりとする。

ブロック名	対象番地	班数
A1	1番地	7
A2	2番地	3
B	3番地～7番地	3
C	8番地～14番地	4
D	15番地～22番地	4
E	23番地～26番地	3
F	27番地～30番地	6
G	31番地～37番地	4

(会員)

第6条 本会の会員は、第5条に定める区域に住所を有する世帯を持って構成する。

- 2 本会に入会及び退会（休会・復会を含む）する者は、会長に届け出るものとする。
- 3 本会に2項の届出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 部長 若干名

(5) 監査役 1名

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が都合により職務に当たれないときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計を掌る。
- 4 部長は、各担当部の業務を掌る。
- 5 監査役は、会計の監査を行う。

(役員の選出)

第9条 役員の選出は、原則としてA 2ブロック1名、Fブロックから3名、他の各ブロックから2名を会員の互選によって決める。また、役員の推薦により、会員の中から役員を選出することもできる。選出された役員は、総会における承認を受けて決定する。

- 2 会長・副会長・会計・部長は、役員の互選によって決める。
- 3 監査役は、前年度の会計担当が担うものとする。
- 4 第12条の任期の間に、やむを得ない事情により急遽せざるを得なくなった場合には、役員会の承認により後任者を決定することができる。

(班長及びその選出)

第10条 班長は、班員の総意をもって班を代表し、班内の連絡調整に当たるとともに、第12条に定める専門部に所属する。

- 2 班長は、原則として、各班内で定めた順番による持ち回りとする。

(役員・班長の免除)

第11条 役員及び班長の職務を果たすことが困難と認められる一定の条件に該当する場合は、会員からの要請により、役員会の承認を得たうえで、その職務を免除することができる。その条件は、高齢や病気・障害等による、又は、その他のやむを得ない事情によるもの、とする。

(任期)

第12条 役員及び班長の任期は1年とし、役員については本人が了解した場合、再任を妨げない。但し、補欠により選出された役員及び班長の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部)

第13条 第4条の事業を行うため、次の専門部を設けることができる。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) 環境福利厚生部
- (4) 文化部
- (5) 体育部
- (6) 交通防犯防災部

(会議)

第14条 本会の会議は、総会・役員会・専門部会・班長会とする。

- (1) 定期総会は、年1回開催する。また、会長が必要と認めるとき、若しくは、会員の3分の1以上の署名による請求があったときは、臨時総会を招集する。
 - (2) 役員会は、必要に応じて会長が招集する。役員会は、第6条に定める会長・副会長・会計・部長で構成する。
 - (3) 専門部会は、必要に応じて会長の承認のもとに部長が招集する。
 - (4) 班長会は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 会議は、半数以上の出席（委任状を含む）により議事を開き、出席者の過半数をもって決定する。

(会計)

第15条 本会の会計は、会費・入会金・寄付金・その他の収入をもって充てる。

- (1) 会費は、1世帯1か月300円とし、12か月分を年度初めに一括して班長がこれを集金する。尚分割を希望する会員に対しては、これを拒むものではない。
- (2) 入会金は、入会時に1世帯1,000円とし、班長がこれを集金する。
- (3) 入会時の会費については、当月19日までに入会した場合は、当月から徴収し、20日以降入会の場合は、翌月から徴収する。
- (4) 退会する場合で、すでに受領している会費がある場合は、退会の申し出を受理した月以降の会費を月割りで返還する。
- (5) 一時的な転居での現住所変更時は休会扱いとし、転居期間は当該会員からは会費を徴収しない。すでに受領している会費がある場合は、休会の申し出以降の会費を、月割りで返還する。(例：海外駐在・国内転居)
- (6) 本会計に特別会計を設けることができる。
- (7) 臨時事業費は、総会又は役員会で協議し決定する。

(特別会計)

第16条 本会計に次の特別会計を設ける。特別会計については、目的以外の用途に流用を行わない。但し、特別会計にて生ずる預金利息については、会長の判断により一般会計に繰り入れることを認める。

- (1) 自治会館修繕特別会計
- (2) ヤマビル対策特別会計
- (3) 避難所運営特別会計

(弔慰金、見舞金及び祝い金)

第17条 本会は、会員の死亡、被災及び会員における新生児誕生について、次のとおり弔慰金、見舞金及び祝い金を贈る。

- (1) 死亡の場合 5,000円(1名)
- (2) 被災の場合 その都度、総会又は役員会で協議した金品
- (3) 新生児誕生の場合 5,000円(1名)

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計報告)

第19条 本会の収支決算は、監査役の監査を受け、総会において報告しなければならない。

(帳簿)

第19条 本会に次の帳簿を備える。

- (1) 自治会名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 金銭出納帳
- (4) 会議録
- (5) 備品台帳
- (6) 積立金台帳
- (7) 福利厚生台帳
- (8) その他

(細則の設定)

第20条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に細則で定める。

(規約の改正)

第21条 この規約の改正は、総会の決議による。

(森の里二丁目まちづくり申し合わせ運営委員会)

第22条 本会は、森の里二丁目地区まちづくり申し合わせ第12条に規定する委員会と連携を図る。

(アドバイザー)

第23条 本会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 本会の運営について見識と経験を有する会員のうちから、会長が推薦し、役員会の承認を得て、これを委嘱する。
- 3 任期は1年とする。但し、再委嘱を妨げない。
- 4 会長の求めに応じて役員会に出席し意見を述べるることができる。但し、議決に加わることはできない。
- 5 各部会行事等への参加を依頼することができる。

(森の里二丁目建築協定運営委員会及びまちづくり協定運営委員会)

第24条 本会は、森の里二丁目建築協定及び森の里二丁目地区まちづくり協定の認可公告のあった日から、同建築協定第14条及び同まちづくり協定第15条に規定する運営委員会へ第22条の連携を移行する。

附 則

この規約は昭和62年4月1日から施行する。

.....

この規約は平成21年4月5日に改定し施行する。

この規約は平成22年4月4日に改定し施行する。

この規約は平成27年3月28日に改定し施行する。

この規約は平成29年3月25日に改定し施行する。

この規約は令和2年3月23日に改訂し施行する。